

令和 4 年 第 4 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和 4 年 4 月 2 5 日 (月)

色麻町農業委員会議事録

令和4年4月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担当	氏名
1	農政	高橋 たえ子
2	農地	堀籠 慶浩
3	農地	鎌田 一宣
4	農政	早坂 勝一
5	農政	渡邊 義彦
6	農政	齋條 仁美
7	農地	菅原 敏臣
8	農地	阿部 きよ子
9	農地	大泉 貞行
10	農政	早坂 成弘
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 12名 ・欠席委員 0名

・会議録書記 遠藤 由美 ・ 事務局長 高橋 康起

議決事項 議案第12号 農地法第3条の規定による許可決定について
議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
議案第14号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について
議案第15号 色麻農業振興地域整備計画の変更（案）の意見決定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は12名でございます。
定足数に達しておりますので、第4回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、1番 高橋 たえ子 委員、2番 堀 籠 慶 浩 委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。
議案第12号、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題と致します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第12号、農地法第3条の規定による許可決定について。
上記について下記のとおり農業委員会長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号10番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号10番 譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 吉田字新地 蔵堂○ー○、地目 田、地積1,010㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

譲受人の○○さんは、引き続き耕作目的で所有するものであり、近隣にお住まいでもあることから、農地の効率的な利用が見込め、農業委員会の定める別段の面積基準も超えており、許可要件を満たしているものと判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を3番 鎌田 一 宣 委員よりお願いします。

鎌田委員 それでは、番号10番について、現地確認の報告をいたします。
去る、4月11日、担当委員 堀籠 慶 浩、早坂 勝 一 委員、それに私と、高橋局長の4名で確認を行いました。
申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。
確認事項は、申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理されておりました。
私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号10番については、可と決しました。
以上で、議案第12号、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について。
上記について、下記のとおり宮城県知事あての許可申請を受け付けたので、意見を付して進達するため審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号3番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号3番 譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 高城字細田〇一〇、地目 畑、地積 412㎡、申請内容につきましては、住宅建築のための宅地転用でございます。
転用目的については、○○さんは現在仙台市の賃貸住宅に居住しておりますが、家族の面倒、農作業の手伝い等を考慮し、家族の近くで安心して住める環境を求

め、町外に住む兄が所有する農地の贈与を受け宅地転用するものであります。審議資料として位置図、公図、配置図を配布しておりますのでご参照願います。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を3番 鎌田 一 宣 委員よりお願いします。

鎌田委員 それでは、番号3番について、現地確認の報告をいたします。
農地法第5条の規定による、現地調査票に基づき報告いたします。
現地調査の日程及び担当委員については、議案第12号、10番の報告と同様であり、申請地の内容及び転用目的については、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。
確認事項といたしましては、第1種農地であります但農用地区域外であります。
無断転用なし。
土地改良区との関係なし。
用排水・被害防除についても問題ありませんでした。
私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号3番については、可と決しました。

以上で、第13号議案、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第14号、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第14号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議 長 番号54番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号54番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字新神明○-○ 外8筆、地目 田、地積 14, 288㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号54番は可と決しました。

議 長 番号55番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号55番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新本郷○-○ 外4筆、地目 田、地積 8, 373㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号55番は可と決しました。

議 長 番号56番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号56番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字新上本町○-○ 外6筆、地目 田及び畑、地積 12, 640㎡、
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定し

ていた地域の担い手である ○○ さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号56番は可と決しました。

議長 番号57番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号57番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新地藏堂〇一〇 外5筆、地目 田、地積 8, 466㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた ○○ さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

早坂成弘委員 設定を受ける者なのですが、私の記憶ではこの方は家になく息子さんが耕作していると思いますが、相手が息子さんの名前でも良かったのではないかと思いますのですが如何ですか。

事務局長 申請書類等確認しておりますが、住民票の提出もありまして、いないといった事実は確認できておりません。むしろいるといった形で判断させていただいております。また、再設定ということでこういった形をとらせていただいております。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号57番は可と決しました。

議長 番号58番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号58番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新地蔵堂○-○ 外1筆、地目 田、地積 1,585㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号58番は可と決しました。

議 長 以上で、議案第14号、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。暫時休憩いたします。

議 長 休憩を閉じ再開いたします。

続いての、議案第15号につきましては、産業振興課の板垣農政係長が議案説明に来ておりますので、着席願います。

【着席後】

議 長 それでは、議案第15号 色麻農業振興地域整備計画の変更（案）の意見決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第15号 色麻農業振興地域整備計画の変更（案）の意見決定について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、別紙「変更理由書」に基づく当該計画変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。

記書きについては、別紙のとおりでありまして、委員各位に配布しております審議資料をご参照願います。

議 長 この件につきましては、担当部局であります。産業振興課 板垣農政係長に出席をいただいておりますので、内容について説明をお願いいたします。

産業振興課農政係長 ※産業振興課板垣農政係長より色麻農業振興地域整備計画の変更（案）について説明

議 長

内容の説明が終わりました。それでは、ご発言を頂きます。

早坂成弘
委員

現況は田となっていますが、実際、田になっているんですか。

農政係長

現況は田となっていて、現在も田として使っているということです。

鎌田委員

あまり条件のいい土地ではないですね。

農政係長

はい。

畑中委員

境だから道路か何かで団地から外されると困るから混ぜてもらっているのかは判りませんが、上郷の深川の辺りはそういった所が随分あるようだ。その場所が道路の反対側になってしまえば結局耕作放棄地になってしまう。そうならないように町の方でも配慮していただいて、境に道路を造なり基盤整備していただきたいです。要望だね。

議 長

他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり可と決しました。

本日附議されました案件につきましては、以上であります。

第4回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前 9時58分

閉会時刻：午前10時32分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和4年4月25日

議 長（会長） 堀 籠 勝 恵

Ⓔ

署名委員 高橋 たえ子 ⑩

署名委員 堀籠 慶 浩 ⑩